

## 建築士法第22条の3の3に定める書類の提出について

建築士法第22条の3の3の規定により、延べ面積が300平方メートルを超える建築物に係る設計業務又は工事監理業務契約については、同条に定める法定記載事項を記載した書面の提出が必要となります。

所定様式（別紙）により作成いただき、下記に沿って当機構の契約担当課との協議手続等を実施していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象となる契約

業務適正化の観点から、当機構では延べ面積に関わらず、以下の建築行為等に係る全ての設計業務又は工事監理業務契約を対象とします。

- ・ 建築（新築、増築、改築、移転）
- ・ 大規模修繕（主要構造部の1種以上について行う過半の修繕）
- ・ 大規模模様替え（主要構造部の1種以上について行う過半の模様替え）

※ このため、建築士法第24条の8に定める書類の提出は必要ありません。

#### 2 事業者が提出する書類等

- ・ 建築士法第22条の3の3に定める書類（以下「別紙」という。）
- ・ 建築士免許証（業務従事者のもの）及び建築士事務所登録証明書の写しなどの確認書類（以下「確認書類」という。）

#### 3 契約締結に際しての運用手順

- （1） 受託予定者は契約締結前に、別紙を記載の上、重要事項説明書と併せて、当機構の契約担当課に2部提出してください。別紙には確認書類の写しを添付してください。
- （2） 当機構の契約担当課において、別紙を確認の上、提出された別紙を契約書の一部として添付し、契約締結を行います。
- （3） 契約変更の手続は、その必要が生じた都度、発注者と受託者が協議の上、速やかに行うこととします。